

2024 年度「神戸市環境マスタープラン（環境基本計画）」改定支援業務  
委託仕様書

**1. 業務名**

2024 年度「神戸市環境マスタープラン（環境基本計画）」改定支援業務

**2. 業務目的**

- ・神戸市では、「神戸市民の環境をまもる条例」第 7 条の規定に基づき、健全で快適な環境の確保に関する基本的な計画である「神戸市環境マスタープラン（環境基本計画）」（以下、「現行計画」という。）を 2016 年 3 月に策定している。
- ・現行計画が 2025 年度に計画期間満了となることから、内容の見直しを行うとともに近年の環境問題を取り巻く新たな動向等に対応するため、2026 年 3 月までの改定に向け本市において議論を進めている。
- ・改定に際し、現行計画の進捗状況の評価および課題の整理・分析、基礎調査等の実施、次期計画の改定方針および骨子案の提案、市民・事業者へのアンケートの実施・分析、神戸市環境保全審議会の運営支援に係る業務を委託することにより、効果的かつ効率的に改定を行うことを目的とする。
- ・なお、計画の改定は 2024 年度から 2025 年度末までの 2 カ年で行う予定である。

**3. 契約方法**

委託契約・総価契約

**4. 契約期間**

契約締結日～2025 年 3 月 31 日（月）まで

**5. 業務内容**

**（1）現行計画の進捗状況の評価および課題の整理・分析**

現行計画における過去 8 年間の年次報告書等を用いて、現行計画に掲示する基本方針および重点施策の進捗状況を評価するとともに課題を整理・分析すること。

**（2）基礎調査等の実施**

- ①現行計画策定後の国および兵庫県の環境施策の動向について整理すること。
- ②国および他自治体における環境基本計画等を整理し、取りまとめを行うとともに、先進事例について抽出・整理すること。
- ③一般環境保全（公害のない健全で快適な地域環境の確保）に関する市内の状況について取りまとめ、現行計画における課題を整理・分析すること。
- ④市内の環境保全活動に取り組む市民団体、地域団体、企業などの活動状況とその成果について取りまとめること。
- ⑤その他計画改定に必要な資料等を取りまとめること。

**（3）計画の改定方針および骨子案の提案**

- ①基礎調査の内容を踏まえ、市民目線で分かりやすい内容・文章表現で構成する理念計画となるよう、計画の改定方針を提案すること。なお、改定方針の柱としては、脱炭素、資源循環、生物多

様性、環境保全の4つの要素に加え、下記視点を盛り込むことを想定している。

- ・市民、事業者等の全ての主体の協働と参画
- ・環境教育・環境学習の推進、情報発信
- ・周辺自治体との広域連携

②改定方針を踏まえ、次期計画の骨子案を提案すること。

③改定方針および骨子案の提案に際しては、上位計画である「神戸市総合基本計画（2025年度中に改定予定）」や、下位計画である「神戸市地球温暖化防止実行計画（2023年3月策定）」、「第5次一般廃棄物処理基本計画（2026年3月までに改定予定）」、「生物多様性 神戸プラン（2026年3月までに改定予定）との整合を図ること。

#### （4）市民、環境活動を行う団体、事業者へのアンケートの実施・分析

①神戸市ネットモニター制度※を利用して市民アンケートを実施するにあたり、アンケートの結果を分析し、次期計画および下位計画等への反映方法を提案すること。

※神戸市ネットモニター制度の概要

<https://www.city.kobe.lg.jp/a84159/shise/kocho/netmonitor/index.html>

②市内で環境活動を行う 50 団体程度を対象にアンケートを実施するにあたり、設問の提案、アンケートの発送、アンケート結果の集約・整理・分析、次期計画および下位計画等への反映方法を提案すること。なお、実施手段はアンケート用紙の郵送を想定しているが、より効果的な手段があれば提案すること。アンケートの送付先は、神戸市と相談の上決定すること。

③市内の事業者 120 社程度を対象にアンケートを実施するにあたり、設問の提案、アンケートの発送、アンケート結果の集約・整理・分析、次期計画および下位計画等への反映方法を提案すること。なお、実施手段はアンケート用紙の郵送を想定しているが、より効果的な手段があれば提案すること。アンケートの送付先は、神戸市と相談の上決定すること。

#### （5）神戸市環境保全審議会の運営支援

以下の運営支援を行うこと。なお、審議会開催に係る委員報酬、委員交通費、会場借上費、資料印刷費、お茶代および通品費は神戸市で負担する。

- ①第 57 回審議会（2025 年 1 月頃開催予定）にて計画改定骨子案を報告するにあたり、審議に必要な情報の収集および資料の作成を行うこと。
- ②審議会に出席し、当日の運営支援を行うこと。
- ③審議会で委員から出された疑義等に対し、その回答案を作成すること。
- ④別途本市にて作成する当日の議事録に基づき、議事要旨を作成すること。なお、議事要旨は本市による議事録提供日から 7 営業日までに電子データ（Word 形式）で提出すること。
- ⑤審議会全委員に対するアンケート等での意見聴取にあたり、意見のとりまとめを行うこと。

#### （6）打ち合わせの実施

本業務に係る打ち合わせは、業務着手時・業務中間時・業務完了時に面（実施が難しい場合は Zoom）で行うこととし、必要に応じて追加で実施すること。

### 6. 情報セキュリティの確保

- （1）本業務で個人情報を取り扱う際は、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」および「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」および「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- (2) 受託者は、本市から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、委託業務において受託者が作成する情報については、本市からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、「神戸市情報セキュリティポリシー」に準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分とみなされるとき、または受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて本市の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者が、本市から提供された要機密事項が業務終了当により不要になった場合には、確実に返却または破棄すること。また、委託業務において受託者が作成した情報についても、本市からの指示に応じて適切に廃棄すること。

## 7. 成果品

### (1) 本業務で作成した資料

- ・提出期限：必要に応じて都度納品すること。
- ・提出形式：電子データ

### (2) 業務報告書

本業務完了後、実施概要を記載した報告書を提出すること。

- ・提出期限：2025年3月31日（月）
- ・提出方法：PDFデータを電子メールで提出

### (3) 納品先

神戸市環境局環境企画課

メールアドレス：[kankyo-chosei@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kankyo-chosei@office.city.kobe.lg.jp)

## 8. 契約保証金

免除

## 9. 支払い方法

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。

## 10. その他の事項

### (1) 実施体制

本業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。

### (2) 事業実施計画書の作成

契約締結後、別紙「計画改定・環境保全審議会の開催スケジュール（案）」を踏まえ、事業実施計画書を作成し、提出すること。

### (3) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、または他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

#### (4) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。

#### (5) 著作権等の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等は以下に定めるところによる。

- ①成果物に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）は、成果物の納品により、神戸市に譲渡する。
- ②受託者は、本市に譲渡する前項の著作権法上の権利を、本市以外の第三者に譲渡しないこと。
- ③受託者は、本市の事前の回答を得なければ、著作権法第 18 条および第 19 条を行使することができないものとする。
- ④受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。
- ⑤納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担および使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

#### (6) 仕様変更

受託者は、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ本市と協議のうえ、承認を得ること。

#### (7) 記載外事項

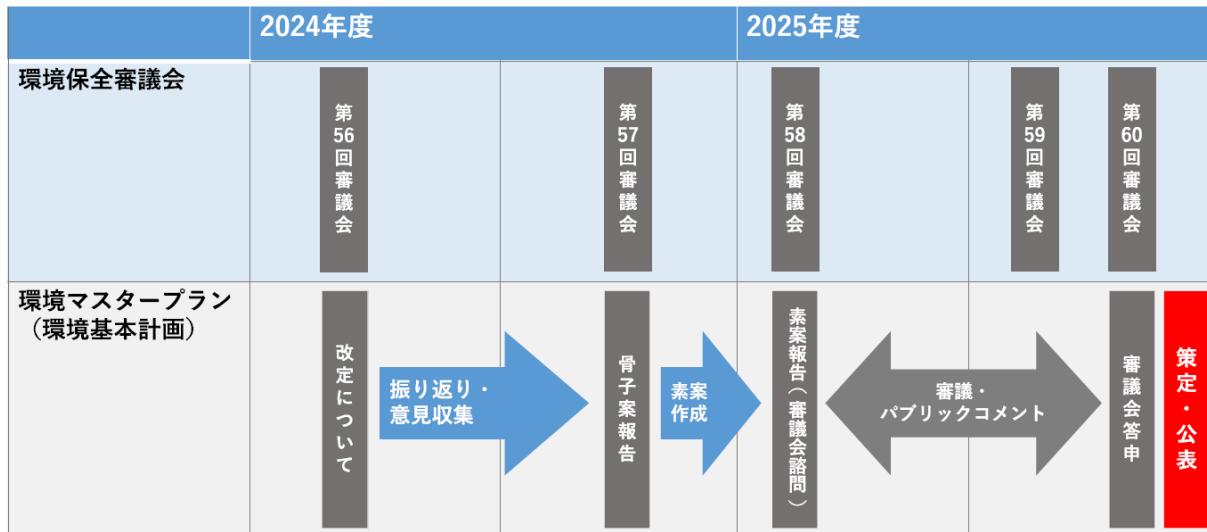
本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者が協議して定めるものとする。

#### (8) 帳簿等の保管

受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、または中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後 5 年間これを保存しておかなければならない。

## 計画改定・環境保全審議会の開催スケジュール（案）

「神戸市環境マスタープラン（環境基本計画）」の改定および神戸市環境保全審議会の開催スケジュール案は、下記のとおりである。



### 【2024年度】

| 時期             | 検討事項   | 内容  |
|----------------|--|---|
| 第56回保全審<br>7月  | ・計画改定について<br>・第1回市民ワークショップの結果報告  |   |
| 8~12月          | ①現行計画の進捗状況の振り返り及び課題の抽出・整理<br><br>②国・兵庫県および他都市の環境基本計画の整理・先進事例の抽出・とりまとめ<br><br>③全委員アンケートの実施<br><br>④市民、事業者アンケートの実施<br><br>⑤市民ワークショップおよび市民団体へのヒアリング | ・基本方針（定量目標）、基本目標（基本施策）、重点施策の実施状況を整理<br><br>【抽出条件】<br>・神戸市と社会・自然条件等が類似している<br>・市民や事業者等が読みやすいよう工夫されている<br><br>【設問案】※参考に現行計画の進捗状況資料を添付予定<br>・計画に盛り込むべき視点・項目<br>・市民、事業者への意見収集<br><br>・神戸市の環境に対する考え方や今後の課題について意見を収集<br><br>・開催予定の環境イベントと併せてワークショップを実施<br>・市内で環境活動を行う市民団体の意見を収集 |
| 第57回保全審<br>1月頃 | ・アンケート等の意見収集結果および現行計画の振り返りを踏まえた骨子案の報告<br><br>・事務局にて計画素案作成  |   |

### 【2025年度】

| 時期              | 検討事項  | 内容 |
|-----------------|---|----|
| 第58回保全審<br>6月頃  | ・計画素案について（諮問）                               |    |
| 夏頃              | ・計画素案に対する全委員アンケートの実施                        |    |
| 第59回保全審<br>秋～冬頃 | ・委員アンケートの結果を踏まえた修正案の報告<br>・パブリックコメントの実施について |    |
| 冬頃              | ・市議会への報告<br>・パブリックコメントの募集                   |    |
| 第60回保全審<br>年明け  | ・答申案の審議                                     |    |
| 2～3月            | ・市議会への報告<br>・計画策定、公表                        |    |